

データ連携基盤の「都道府県間の共同利用」に関する検討のポイント集

令和 7 年 4 月

本資料の目次・構成

目次	概要
1. 本資料の背景・ねらい	本資料で示す内容の背景や概要、位置づけなどを提示
2. データ連携基盤の共同利用の概念	本資料が対象としている共同利用の基本的な考え方を提示
3-1. 都道府県間の共同利用に取り組む意義・メリット	都道府県間の共同利用に取り組むことによって期待される効果について、全体像とその具体例を提示
3-2. 共同利用によるコスト低減効果	
3-3. 共同利用によるサービス創出効果	
4-1. 共同利用を実現するための費用負担の在り方	都道府県間の共同利用に取り組むために必要となる検討項目について、項目ごとに整理して概要を提示
4-2. 共同利用を実現するためのシステムの在り方	
4-3. 共同利用を実現するためのガバナンスの在り方	
4-4. 共同利用を実現するための体制の在り方	
Appendix	参照すべき資料を提示

データ連携基盤の共同利用の機運が高まる中で、スーパーシティにおいて全国に先駆けて検討を進める「都道府県間の共同利用」に関する基本的情報を整理・提供します

1. 本資料の背景・ねらい

背景・概要

- 全国各地のスマートシティの取組では、地域の暮らしを支える様々な分野において、データの連携を活用したサービスの提供を進めるため、データ連携基盤の整備・活用が進められている。
- 一方で、類似の機能を有した基盤への重複投資の回避や、基盤間の円滑な連携を目指すため、デジタル庁から「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」^{*1}が示され、各都道府県は共同利用ビジョンを作成し、データ連携基盤の共同利用に向けた検討を進めているなど、データ連携基盤の共同利用の機運が高まっており、関心も高い。
- スーパーシティである大阪府では、スーパーシティの中核となるデータ連携基盤について、当初から広域での共同利用を見据えて検討を進めてきており、府内での利用に限らず、全国に先駆けて都道府県を越えたデータ連携基盤の共同利用に向けた取組を進めている。
- 本資料ではモデル地域としてのスーパーシティの取組から得られた知見を広く展開するため、大阪府と連携して検討を進めている都道府県間の共同利用に関して、現時点（R6年度）での基本的な情報を整理して、とりまとめた。

ねらい

- 本資料を通じて、都道府県間の共同利用について関心がある、検討を行おうとしている広域自治体の職員や関連事業者の方々にとって、
 - 共同利用のメリット・実現できること（Why、What）
 - 共同利用の実現に必要な検討事項（How）など基本的な情報の一例を提供^{*2}し、検討の端緒となることを目指す。
- また、現在は都道府県内の共同利用を取り組む方々にとっても、共通する考え方・論点も多いことから参考としていただくほか、将来的な都道府県間の共同利用も見据えつつ取り組んでいただく^{*3}ための基本的な情報となることも期待できる。

【参考】

- *1：（1）分野別のデータ連携基盤は、原則、各都道府県で1つに限る
（2）分野間のデータ連携基盤は、各都道府県で1つに限る
（3）これらは原則、サービス／システムのカタログが推奨するデータ連携基盤技術から採用する
- *2：本資料は、検討過程における現時点（R6年度末）までで得られた基本的な情報を簡易に整理したものであって、今後更に検討を具体化していくもの。本情報はあくまで一例であり、網羅的なものではないことに留意が必要。
- *3：現状は、まず各都道府県において都道府県内の共同利用の取組が進みつつあるが、コスト低廉化やサービスの品質向上といった観点から、今後、都道府県間の共同利用の検討が進むことが想定。

同一基盤を複数自治体で運営・利用する「共同利用」が進んでいくことが期待されます

2. データ連携基盤の共同利用の概念



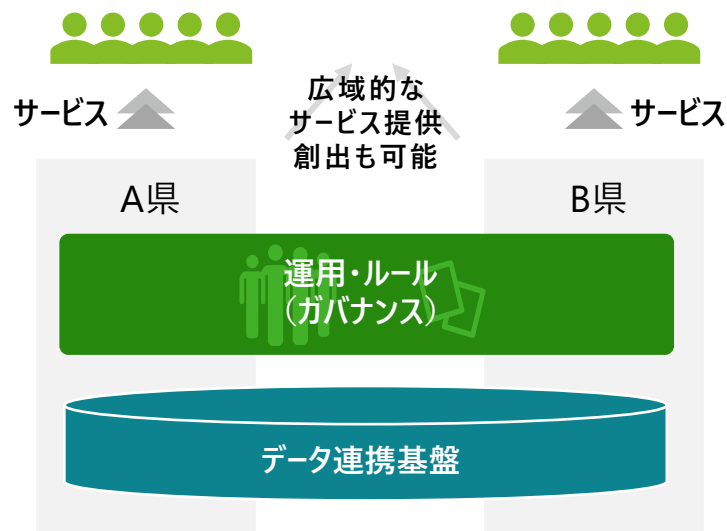
「データ連携基盤の共同利用」と言っても様々なパターンが考えられるが、具体的にどのようなパターンを目指すべきか。

- 同一基盤を複数自治体で運営・利用する「共同利用」、複数自治体が各基盤を運用しつつ連携する「相互利用」が考えられます。
- それぞれの利点がありますが、コスト・運用負担やサービス創出の観点からは「共同利用」には一層のメリットがあると考えられるため、構築後に連携するよりも、構築段階から広域での共同利用を見据えて取り組むことが望まれます。



「共同利用」

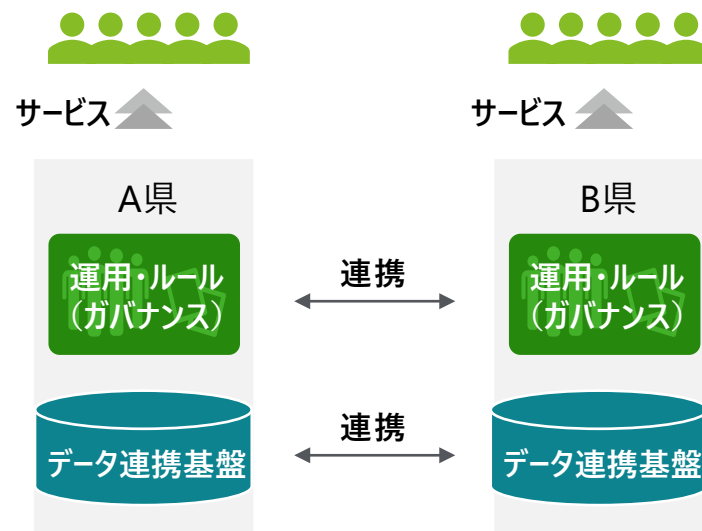
同一基盤を同一ガバナンスのもとで複数自治体で運営・利用



運営・運用コストの軽減やサービス創出効果などが考えられる

「相互利用」

複数自治体が各基盤を運用しつつ連携



サービス創出などは期待できるが、コスト軽減などは限定的
共同利用に向け段階的な連携の形として取り組むことも考えられる

都道府県間の共同利用に取り組み、より多くの地域で連携することで、共同利用のメリット・効果が更に大きくなり、持続的で質の高い基盤の活用が可能となります

3-1. 都道府県間の共同利用に取り組む意義・メリット



既に県内市町村との共同利用に向けた検討は進めているが、都道府県間の共同利用にも取り組むことでどのようなメリットがあるか。

- 重複投資の回避・コストの低減や、サービスの向上といったメリットは共通しますが、都道府県間での共同利用を進めることで、更なるコスト低減効果、多様で質の高いサービス提供など、より多くの地域が連携するからこそメリットが大きくなることが期待されます。



開発・運用コストの低減



魅力あるサービスを持続的に提供していくためには、
単独の自治体で開発・運用費用を負担しつづけるのが難しい



共同利用により



基盤の開発コスト・運用コストの低減
(より広域で取り組むことでスケールメリットを一層発揮)



運用ルールを検討・運営する負担が重たい
地域ごとにルールが異なると活用しづらい



共同利用により



質の高い運用ルールを共同で運営可能
利用者にとっても地域ごとの差がなく利用しやすい

多様で質の高いサービス提供



基盤を用意しても、官民の多様なデータを集めるのが難しい
地域ごとにデータ形式が異なり活用しづらい



共同利用により



大きなマーケット、共通ルール・共通仕様となり、
データ提供・データ活用が活性化



基盤を活用したサービスの開発・提供が難しい



共同利用により



他地域で例のあるサービスの導入の容易化、
データ拡充によるサービスの多様化、広域サービス展開の可能性



より多くの地域が連携し共同で推進することで、リソースを共有し、持続的に地域住民へ質の高いサービス提供が可能

都道府県間での共同利用により、 イニシャルコスト・ランニングコストの両面で費用・マンパワーの負担低減が見込まれます

3-2. 共同利用によるコスト低減効果

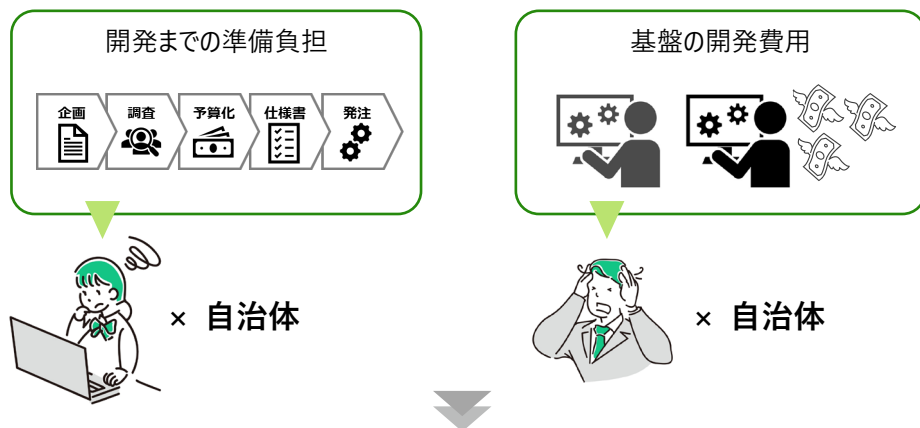


都道府県間で共同利用することにより、コスト低減といった観点からはどのような効果が期待できるか。

- 新たにシステムやガバナンスを検討・開発せずに利用できるため、イニシャルコストが削減されるだけでなく、改修・運営等のランニングコストも、より多くの主体で按分することでスケールメリットによる費用低減効果が大きくなると見込まれます。



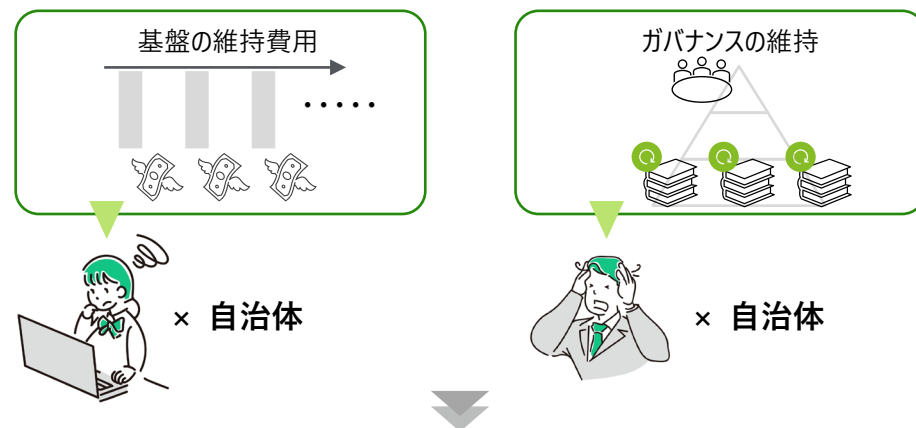
イニシャルコスト



共同利用により

- 各地域がそれぞれ一から検討・開発するコストが不要となり、**重複投資を回避**
- 限られたマンパワー・財源を基盤開発やガバナンス構築に投入しなくてよくなり、**サービス提供等**にリソースを割くことが可能

ランニングコスト



共同利用により

- 運用費を独自に負担するよりも、**より多くの主体で按分することで、スケールメリットが生じる上、個々の負担が軽減（割り勘効果）**
- **機能改修・追加開発のコスト減**や、日々進化するセキュリティ・プライバシー対応等のガバナンス維持も**共同対応により負担軽減**

都道府県間での共同利用により、 多様で質の高いサービス提供や、広域でのサービス提供が可能となることが期待されます

3-3. 共同利用によるサービス創出効果



都道府県間で共同利用することにより、サービス提供といった観点からはどのような効果が期待できるか。

- 基盤・運用ルールが広域に共通していることで、他地域で実績のあるサービスの導入が容易になるほか、データ提供・データ活用が円滑に進むことでサービスの多様化・質の向上が期待できます。
- また、都道府県を越えた広域でのサービス（ex：広域観光、広域防災...etc）が提供しやすくなることも考えられます。



多様で質の高いサービス提供

サービス提供 の円滑化

他地域で実装されたサービスの導入が円滑化

- 実際に基盤を活用しているモデルが参照可能
（サービス提供のイメージ・効果が把握しやすい）
- 検討・開発の工数削減・コスト低減が可能

データ提供 の活性化

多様なデータが集まりやすい環境整備

- 共通の運用ルール・接続仕様により、データ提供者の
利便性向上・データ提供コストの低減
- 大きなマーケットによりデータ提供の魅力向上

データ活用 の活性化

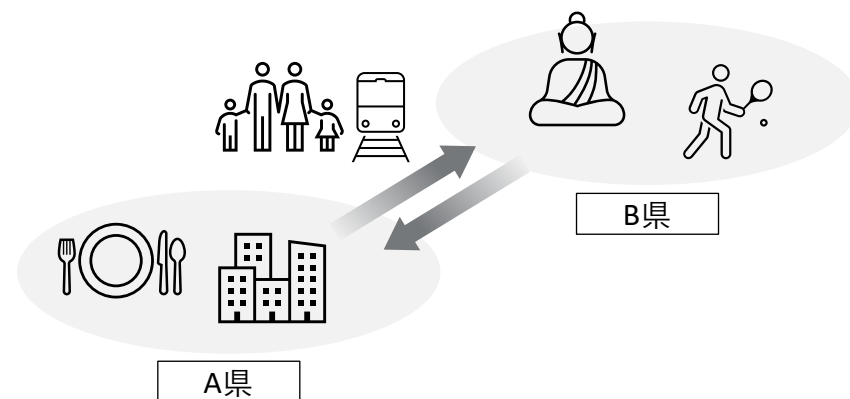
多様なデータ活用が生まれやすい環境整備

- 共通のデータフォーマット・利用方法により、データ活
用の容易化・コスト低減
- 広域の多様なデータを活用できることにより魅力向上

都道府県を越えた広域でのサービス提供

広域でデータ活用することによって、従来では難しかった都道府県を越えた広域でのサービス提供が可能

（例）都道府県を越えたデータを活用した広域観光サービス
近隣県で観光コンテンツを補完、共同で観光客を誘致・相互送客



共同利用に当たっては、公平性・納得性が高い費用の按分方法の検討が必要です

4-1. 共同利用を実現するための費用負担の在り方



共同利用を実現するためには、地域間でどのように費用負担を行うことが考えられるでしょうか。

- 共同利用に当たっては、基盤の構築・運営・維持に必要となる「固定費・共用費」と、基盤の利用に必要となる「変動費」がありますが、共同利用する自治体間で、公平性・納得性の高い按分ルールを検討していく必要があります。



共同利用に当たって必要なコスト

共同利用の
トータル費用

変動費
利用量(ID数やサービス接続数等)に
応じて増加するコスト

固定費／共用費
システムやガバナンスの構築・運営・維持
のために必要なコスト

利用量

費用の按分方法の例

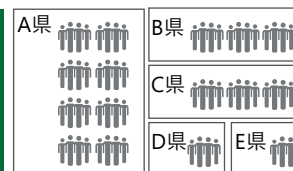
利用量に
応じた按分
(従量課金)



利用量 × 単価

- 各自治体がそれぞれの利用量に応じて異なる金額を負担する
➢ 応益負担の考え方にもとづく

人口比按分



- より多い人口を有する自治体がその分多く負担する
➢ 負担能力や受益者数の比率と近似するとの考え方といえる

等分負担



- 単純に参加自治体数で割って、等分負担する
➢ 計算の簡便性を最重視する場合には有効と考えられる

コストや利便性を考慮しながら、共用領域と固有領域にわけてシステム構成を行います

4-2. 共同利用を実現するためのシステムの在り方



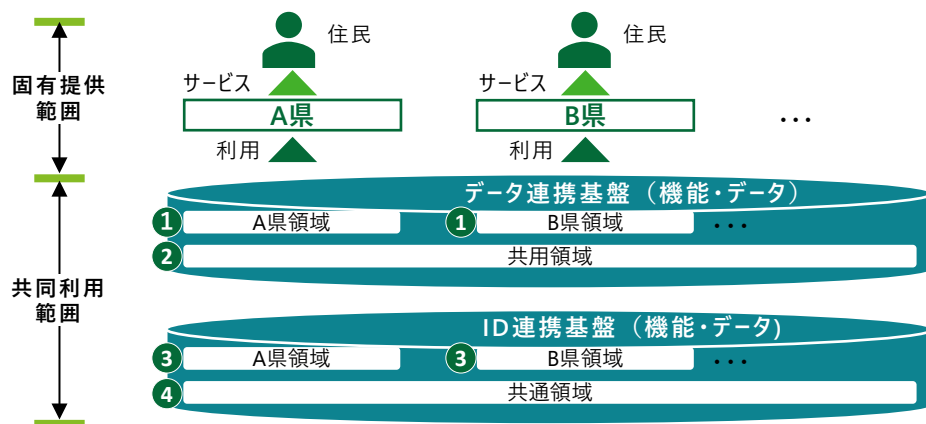
共同利用を実現するためには、どのようなシステム（機能）が必要となることが考えられるでしょうか。

- 共同利用の対象が、データ連携基盤、ID連携基盤のいずれであっても、共用領域と固有領域でシステム構成することが必要です。
- 基盤の機能は、可能な限り共用領域とすることがコスト低減を図る上では合理的と考えられますが、固有領域とすることによるカスタマイズ性のメリット等とも比較しながら、共用領域の範囲を決めていくことが求められます。



共同利用のシステム構成のモデル

- データ連携基盤、ID連携基盤の両方が共同利用の対象になりうる
- 基盤が有する機能は、共用領域と各参加自治体の固有の領域に分かれて構築される



コスト
低減効果

カスタマイズ性

共用化によるコスト低減効果と固有領域化によるカスタマイズ性のメリットを比較し、各機能ごとに共用領域の範囲を決めていくことになります

個別領域・共用領域での提供が想定される主要な機能の例

- 非公開データ、データ分析機能（BI）やレコメンド（AI）機能
- アカウント管理
利用者（グループ）に対して専用領域を割り当ててアクセスコントロールする
■ データカタログ
登録データのうち公開可能情報をカタログ掲載
■ データ連携
専用画面またはAPIを使ったデータ連携を公開／非公開で行う。
- 各県の住民情報、住民向けアプリ、電子申請サービスなど
- 行政ID
住民向けIDの発行
■ シングルサインオン
ID連携による行政サービスのスムーズな提供
■ 公的個人認証
本人確認による各種申請サービスの提供
■ サービス連携
ポータルやアプリとの連携による行政情報等の発信
■ 同意管理
利用者同意に基づくID情報連携機能の提供

安全・安心な運営を担保するためのルールとして コンプライアンス指針・プライバシーポリシー・セキュリティポリシー等の共通ルールが必要です

4－3．共同利用を実現するためのガバナンスの在り方

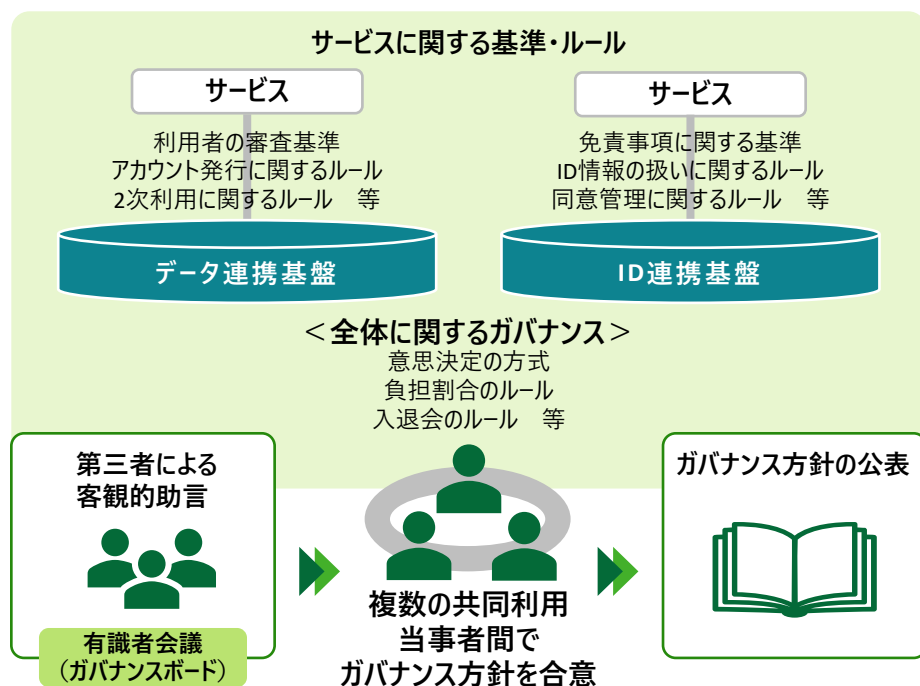


共同利用を実現するためには、どのようなガバナンス（運用ルール）が必要となることが考えられるでしょうか。

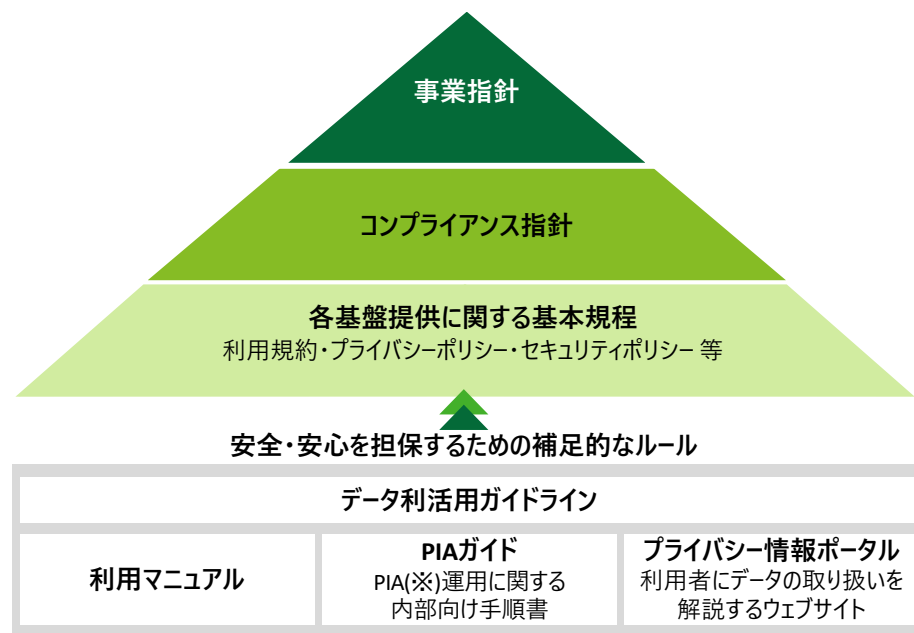
- 多くのステークホルダーが安全安心に基盤を利用するために、単独で運営する場合と同様に、コンプライアンス指針・利用規約・プライバシーポリシー・セキュリティポリシー等のガバナンス（運用ルール）を共同利用に当たっての共通ルールとして定めることが必要です。



共同利用ガバナンス全体像



データ連携・ID連携基盤運営／連携に必要なルール体系の例



※ プライバシー影響評価 (Privacy Impact Assessment)

都道府県を越えた共同利用に当たっては、
共同で意思決定・公平な運営を行うため、共同での運営体制を構築することが必要です

4－4．共同利用を実現するための体制の在り方



都道府県を越えた共同利用を実現するためには、どのような体制が必要となるでしょうか。

■ 複数の都道府県等が共同で基盤を運用・活用するためには、特定の団体のみが権限・責任を持つことはできず、共同での意思決定や公平な運営を可能とするとともに、共同利用に期待するメリットが発揮できるよう、共同での運営体制を構築することが必要です。



適切・効果的に共同利用を進めるために考慮すべき観点

共同利用の立ち上げのみならず、継続的に運用する上でも、特定の団体のみに依存することなく、共同で公平に意思決定・運用できる体制が求められる

適切・効果的な共同利用運営の観点		主な検討事項
 法令等遵守	地方自治法等の法令に従って各自治体が担う役割・権限や、契約方式・費用支弁方法など、各種ルールに従って運営する	■ 共同利用の方針・範囲・方法 ■ 各自治体と運営体制の関係性 ➢ 各種法令はもとより、各自治体内部のルールや慣行も考慮 等
 公平性	継続的・効果的に事業運営を進めるため、費用負担・責任範囲・役割分担など公平なルールのもとで運営する	■ 費用の按分計算の方法 ■ 参加自治体間の責任分界点 ■ 共同利用事務を行う職員の役割分担 等
 有用性	共同利用に期待される費用低減や付加価値向上等のメリットが最大限発揮されるように効果的に運営する	■ 運用ルール・データ標準化の方針 ■ 共同調達の内容・方法 ■ 組織形態の選択 等

体制の選択肢と比較の例

具体的な共同利用の検討を進めながら、様々なメリット・デメリットを比較しつつ、事業推進にふさわしい体制の具体化を進めていくことが求められる

運営体制の一例	共同の意思決定の仕組み	法人格(※1)	その他の機能(※2)
協議会	○	－	－
一般社団法人	○	○	－
株式会社等	○	○	○

※1：契約の主体になれる 等
※2：株式会社：利益分配が可能、資金調達が容易
一部事務組合：自治体機能の一部引継ぎが可能 等

Appendix

◆ デジタル庁「データ連携基盤の共同利用ガイドブック」（2024年10月第1.0版）

https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation#guidebook

- データ連携基盤の共同利用を進め、より個人に最適化されたサービスの実現を図るために必要な論点とガイダンスをまとめたガイドブック。
- ガイドブックでは、都道府県と市町村の共同利用を主な対象として作成されているが、都道府県を越えた共同利用の検討に当たっても共通の内容が多く活用可能。



◆ 大阪府 データ連携基盤共同利用ビジョン（2025年3月）

https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/tokku_suishin2/orden/index.html

- スーパーシティである大阪府におけるデータ連携基盤共同利用ビジョン。
- 大阪府は、スーパーシティの中核となるデータ連携基盤として、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）の府内市町村との共同利用を進めるほか、全国に先駆けて都道府県を越えたデータ連携基盤の共同利用に向けた取組を推進しており、これら双方の観点から共同利用ビジョンを策定。



本資料は、令和6年度に内閣府地方創生推進事務局が行った「令和6年度 スーパーシティにおけるデータ連携基盤の利活用による先端的サービスの実装等の推進に関する調査検討業務」の一環として、大阪府と連携して実施したデータ連携基盤の共同利用に関する調査検討の成果について、広く様々な地域・場面で活用ができるよう整理したものです。